

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年 3 月 30 日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 8 号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（口座振替による納入の通知及び納付の方法） 第24条 出納取扱金融機関等に預金口座を設けている納入義務者は、<u>預金口座振替依頼書</u>を出納取扱金融機関等に提示して承認を得て、口座振替の方法により納付することができる。 2・3 （略） （金銭出納員又は分任金銭出納員の直接収納） 第31条 金銭出納員又は分任金銭出納員は、納入義務者から納入通知書又は納付書によらないで現金を収納したときは、領収印を押印して領収証書を当該納入義務者に<u>交付しなければならない。</u> 2 （略） （資金前渡できる経費） 第37条 <u>地企令第21条の5第1項第14号の管理規程で定める経費は、2月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は1月当たりの対価の額が定められているものに基づき支払をする経費とする。</u> <u>2</u> （略） （口座振替による収納）	（口座振替による納入の通知及び納付の方法） 第24条 出納取扱金融機関等に預金口座を設けている納入義務者は、<u>口座振替納付依頼書</u>を出納取扱金融機関等に提示して承認を得て、口座振替の方法により納付することができる。 2・3 （略） （金銭出納員又は分任金銭出納員の直接収納） 第31条 金銭出納員又は分任金銭出納員は、納入義務者から納入通知書又は納付書によらないで現金を収納したときは、領収印を押印して領収証書を当該納入義務者交付しなければならない。 2 （略） （資金前渡できる経費） <u>第37条</u> （略） （口座振替による収納）

第65条 出納取扱金融機関等は、第24条第1項の規定により、<u>預金口座振替依頼書</u>を受領したときは、当該納入義務者の<u>指定する</u>預金口座から水道企業の預金口座に振替納付の手続をしなければならない。 (帳簿) 第74条 (略) 2 水道事業会計においては、<u>前項の帳簿について</u>第5条第2項の区分に従い、整理しなければならない。 別表第4 (第13条関係) 別紙のとおり	第65条 出納取扱金融機関等は、第24条第1項の規定により、<u>口座振替納付依頼書</u>を受領したときは、当該納入義務者の預金口座から水道企業の預金口座に振替納付の手続をしなければならない。 (帳簿) 第74条 (略) 2 水道事業会計においては、第5条第2項の区分に従い、整理しなければならない。 別表第4 (第13条関係) 別紙のとおり
--	---

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。